#### 告訴状

城東警察署長殿

住所 東京都江東区北砂 5 丁目 20 番 1 0 - 6 0 9 電話番号 080-4658-1518 氏名 孫 樹斌 印

2022年02月28日

告訴人 孫 樹斌 被告訴人 江東区長 山崎孝明 江東区役所納税課 青山陽一、他三名

### 特別説明

「領事関係に関するウィーン条約」、「中日領事協定」及び中日両国の関連法律規定に基づき、中華人民共和国駐日本大使館は 私が不平等な待遇をうけていない、私の正当な権利・利益を守る権力と義務がある。訴訟事件の関連文書はすべて 中華人民共和国駐日本大使館領事部にコピー件を送信する。

私は岸田文雄首相の「成長と分配の好循環」、「スタートアップ企業創出」の施策に支持する。けれども 今 ある公務員、警察官、裁判官などの政府職員は 「公務員職権濫用」で 違法者へ支援して 一緒に 被害者に再度な加害する。このような社会環境に 日本の優秀な人材はもう他国に流失し、スタートアップ企業は 安定な成長できない。今回事件の関連公務員は すべて 警察に刑事告訴状を送る。

### 告訴の趣旨

被告訴人の江東区長山崎孝明、江東区役所納税課課長青山陽一と他三名公務員の以下の行為は、生活保護法の第二条(無差別平等)、第三条(最低生活)、第十二条(生活扶助)、国税徴収法の第四十七条(差押の要件)、第七十六条(給与の差押禁止)、国税庁「第47条関係 差押えの要件」、地方税法の第十五条の五(職権による換価の猶予の要件等)、第十五条の六(申請による換価の猶予の要件等)、第十五条の七(滞納処分の停止の要件等)、個人情報の保護に関する法律の第十七条(適正な取得)、第十八条(取得に際しての利用目的の通知等)、第二十六条(第三者提供を受ける際の確認等)、第二十八条(開示)、

第三十一条(理由の説明)、刑法第百七十二条(虚偽告訴等)、第百九十三条(公務員職権 濫用)、第二百三十条(名誉毀損)、第二百三十三条(信用毀損)、憲法の第十一条、第十 四条、第二十五条に該当するので、被告訴人を厳罰に処することを求め、ここに告訴いた します。

江東区役所公務員の人権侵害、虚偽告訴など調査結果及び処分命令などを 公文書 で 中華人民共和国駐日本大使館領事部、告訴人本人に提出します。

### 告訴事実

2021 年 10 月 28 日 (木)、江東区納税課は、事前調査なし、事前催告連絡なし、告訴人の三菱 UFJ 銀行口座を差押え、告訴人のクレジットカード返済は失敗になった。

【乙6の1】【乙6の3】

2021年12月16日(木)、告訴人は 江東区区役所5階の納税課へ 個人の三菱UFJ銀行口座の差押えの件について 相談したが 納税課の公務員の「国税徴収法」「日本国憲法」と個人情報保護法の違反の事実を発見した。

【録音あり】【乙6の4】【乙6の5】【乙6の6】

告訴人は 今 大宇宙ジャパン株式会社と東京地方裁判所で 民事訴訟を行っている。告訴人は 複数銀行口座がある、まとめて**約2ヶ月の生活費の30万円ぐらい**です。2021年10月の時、この中で20万円以上預金の口座もある。給料専用の三菱UFJ銀行口座は4万円だけだ。江東区納税課の差押調査は告訴人の個人情報を不正な取得した。2021年12月16日相談の時 銀行へ税務調査依頼の記録を提出しない、当日面談の時 「差押調査がない」を口頭承認した。

【録音あり】【乙6の3】

2021 年 12 月 17 日 (金)、告訴人は 江東区区役所 5 階の納税課へ 納税課の違法 事実を告訴したが A 公務員は 公然 無事実に 「あなたは 私を 2 回殴りました」 を話しました。告訴人は すぐ大きい声で反駁した。当時 課長青山陽一は B 公務員へ 行って「今回 気を付けて!」を話した。

【録音あり】【証拠方法1、3】

2021 年 12 月 20 日 (月)、告訴人は 江東区区役所へ 行って 区長に 告訴状を 提出する。2 階 22 番広報広聴課に確認し、4 階の 5 番窓口の二人公務員と 2 時間 30 分 ほど相談した。その時 5 階の納税課課長青山陽一と納税課の三名公務員は ずっと 4 階の私たちのそばに 立って 何の公務をやりません。結局、告訴状は受理しません。告 訴人はあと 4階1番の人権推進課公務員と30分ほど相談したら、区長室の場所を確認して 区長室へ行った。けれども 4名の公務員は 通路で邪魔したが 告訴人は個人携帯で 110番へ通報した。被告訴人B公務員は、令和3年12月17日の事前プランにより、110番警察官に虚偽告訴(刑法第百七十二条)をやった。警察官は なにも確認しなくて 刑事訴訟法第二百十二条(現行犯人)の四つ要件は全て満たされていない場合、告訴人を現行犯として逮捕されました。

# 【録音あり】【乙6の2】【乙6の7】【乙6の8】【乙6の9】

絞め技(しめわざ)とは、格闘技で、人間の首を絞めて相手を屈伏、失神させる技である。**窒息死させる技のこと**。頚動脈洞を圧迫されて失神した者は絞めるのを止めるとすぐに脳への血流が再開するため問題はないが、気管を圧迫されて失神した者は放置しておくと危険なため、直ぐに蘇生のため応急処置が必要である。

2020年5月25日アメリカの黒人男性が白人警官にひざで首を組み敷かれた末に死亡する事件があり。

告訴人も 2021 年 12 月 20 日に 2 回を経験した。幸せ、死亡しない。

第1回、江東区役所4階エレベーター前のロビーに巡査部長は 納税課職員の虚偽告訴を受けったら 告訴人に「荷物を捜査します。」を話した。この時4階のロビーに10名以上の警察官がいる。告訴人は 「2台のビデオ監視カメラの録画を調査してください。」を答えた。突然、ある警察官は告訴人の後ろから **首を絞められ**て数名の警察官は告訴人のかばんと携帯などを奪われた。東京地方検察庁は当日深川警察署警察官の暴行録画を確保しました。

### 【録音あり】【証拠方法1、3】

第2回、現行犯逮捕の取調べを終わったら 深川警察署の留置室に 告訴人は 3 D写真を拒絶した。けれども4名男性警察官の暴行を受けった。再び 告訴人の後ろから **首を絞められた**。

### 【録音あり】【証拠方法1、3】

逮捕したら さらに 2 日留置し、7 日勾留になった。2021 年 12 月 27 日 検察官と 一緒に 2021 年 12 月 20 日の区長室側のビデオ監視カメラの録画を確認した。やっぱり 虚偽告訴(刑法第百七十二条)です。刑事訴訟法第二百十二条(現行犯人)四つ要件はいずれも満足しない。刑法第九十五条(公務執行妨害及び職務強要)と まったく関係ないだった。納税課の公務員たちは わざわざ 事前プランを用意して 納税課のグループ 違法の事実を隠すために虚偽告訴(刑法第百七十二条)をやった。

【乙6の7】【証拠方法1、3】

2022 年 01 月 06 日 (木)、江東区役所納税課は国税徴収法と地方税法を違反して、 差押換価資料を郵送した。

【乙6の11】

2022年01月13日(木)、江東区役所納税課へ1時間ぐらい 自首を勧告して、残 念ですが まだ 反省しない。当日に 江東区長への請願・陳情メールを第1回送信し た。

## 【録音あり】【乙6の12】

2022年01月17日(月)、深川警察署へ 江東区役所公務員の「虚偽告訴」の刑事告訴状を提出し、事件の担当警察官がいない理由で受理できない。

【乙6の10】

2022年01月18日(火)、深川警察署の事件の担当警察官は 電話で返信した。なにも事件詳細を説明しない、「検察官へ確認してください。」を話した。

【録音あり】

2022 年 01 月 25 日 (火)、江東区役所納税課から 返信 (第一回)をもらった。まだ反省しません。

【乙6の13】

2022 年 02 月 01 日 (火)、三菱 UFJ 銀行から クレジットカード利用可能枠変更通知はがきをもらった

【乙6の14】

2022年02月14日(月)、江東区長への請願・陳情メールを第2回送信した。

【乙6の15】

2022 年 02 月 16 日 (水)、法務省人権擁護局ホームページで人権侵犯被害申告を送信した。

【乙6の16】

2022 年 02 月 24 日 (木)、江東区役所納税課から 返信 (第 2 回) をもらった。まだ反省しません。

2022年02月24日(木)、東京都総務局法務部に行政不服審査請求書を提出しました。

2022年02月25日(金)、東京法務居人権擁護部に人権侵犯被害申告を提出しました。

このように、被告訴人たちが公然と刑法第百七十二条(虚偽告訴等)、第百九十三条

(公務員職権濫用)、第二百三十条(名誉毀損)、第二百三十三条(信用毀損)、憲法の第十一条(基本的人権)、第二十五条(最低限度の生活)など複数日本国の法律を違反したことにより、告訴人の精神健康は大きく傷つけられたので、今回被告訴人たちの犯罪行為が成立します。

そこで、被告訴人に対しては、厳重なる処罰を求め、ここに告訴いたします。

以 上

### 証拠方法

1. 江東区区役所監視ビデオカメラ録画

5階 2021 日 12 月 16 日午後 4 時以後

5階 2021 日 12 月 17 日午後 4 時以後

4階 2021日12月20日午後5時以後

2.東京地方裁判所民事訴訟の関連文書証拠

特別抗告申立書: 2022年2月21日以後提出

特別抗告状:2022年2月9日提出済み

抗告審:令和4年(も)第40001号 保全異議申立事件(東京地方裁判所(第33部) 佐藤 卓 裁判官、裁判結果:決定)

第1審:令和3年(ヨ)第21064号 動産の引渡断行仮処分命令申立事件(東京地方裁判所(第33部) 伊藤 由紀子 裁判官、裁判結果:決定)

事件申立:令和3年(ヨ)第3367号 動産仮処分命令申立事件(東京地方裁判所(第9部) 秋田 智子 裁判官)

3. 録音証拠

事件ホームページの URL: https://human-rights-and-constitution.github.io/マウスの右をクリックして 録音ファイルをダウンロードできます。